

議案第 1 1 号

羽曳野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和 7 年内閣府令第 1 号)の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業所内部の規程に定めるべき利用定員について、乳児及び幼児の区分ごとの定めを要しないこととするほか、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年羽曳野市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「(職員の一般的要件)」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第11条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第14条の見出しを「(虐待等の禁止)」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「に係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第27条後段を削る。

第28条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

新	旧
(職員の一般的要件)	(職員の一般的条件)
第 10 条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	第 10 条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。
(職員の知識及び技能の向上等)	(職員の知識及び技能の向上等)
第 11 条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、常に自己研鑽 ^{けんざん} に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	第 11 条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、常に自己研鑽 ^{けんざん} に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
2 省略	2 省略
第 12 条・第 13 条 省略	第 12 条・第 13 条 省略
(虐待等の禁止)	(虐待等の防止)
第 14 条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第 14 条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第 15 条・第 16 条 省略	第 15 条・第 16 条 省略
(乳児等通園支援事業所内部の規程)	(乳児等通園支援事業所内部の規程)
第 17 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第 17 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
(1)～(5) 省略	(1)～(5) 省略
(6) 利用定員	(6) <u>乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</u>
(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項 <u>その他の利用に当たっての留意事項</u>	(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項 <u>並びに利用に当たっての留意事項</u>
(8)～(11) 省略	(8)～(11) 省略
第 18 条 省略	第 18 条 省略
(秘密保持等)	(秘密保持等)
第 19 条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	第 19 条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2 省略	2 省略
第 20 条 省略	第 20 条 省略
第 2 章 乳児等通園支援事業 (乳児等通園支援事業の区分)	第 2 章 乳児等通園支援事業 (乳児等通園支援事業の区分)
第 21 条 1・2 省略	第 21 条 1・2 省略
3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第 22 条～第 26 条 省略

(準用)

第 27 条 第 24 条及び第 25 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第 3 章 雑則

(電磁的記録)

第 28 条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

以下省略

(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第 22 条～第 26 条 省略

(準用)

第 27 条 第 24 条及び第 25 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは、「余裕活用型乳児等通園支援事業」とする。

第 3 章 雑則

(電磁的記録)

第 28 条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

以下省略